

京都市会計管理者訓令第2号

会 計 室

区会計管理者

会計管理者事務の専決等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

京都市会計管理者 西村 文治

第5条中「区会計管理者に事故があるときは、その権限に属する事務のうち、」を「区会計管理者の権限に属する事務のうち、」に、「区民部納税課長」を「地域力推進室庶務係長」に改める。

第6条中「区民部納税課長」を「地域力推進室総務・防災課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(会計室)